

【 国土・環境委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院議員提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願11種類217件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案は、元建設大臣が公共工事の発注をめぐり受託収賄罪容疑で逮捕され、また、入札談合に対する疑惑や丸投げなどに対する批判が依然としてある状況の中で、我が国においては、公共工事の入札・契約手続の適正化を図るための基本法が存在しないことから立法化が図られたものであり、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備する等所要の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項並びに適正化指針に定める事項について修正がなされた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案は、平成12年8月、与党3党（自民・公明・保守）マンション問題勉強会において、議員立法で提出することで合意したものであり、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることにかんがみ、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士の資格を定め、マンション管理業者の登録制度を実施する等マンションの管理の適正化を推進するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院議員山本有二君から趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、福山理事（民主）から施行後3年を経過した場合において、施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの検討条項を附則に加える修正案（自保、民主、公明、二連の共同提出）が提出され、多数をもって修正議決した。

〔国政調査等〕

11月9日、質疑を行い、公共事業見直しの進捗状況、都市基盤整備公団のノウハウ活用の余地、建設産業再編に対する建設省の考え、COP6における我が国の途上国支援方針、川辺川ダムに関する環境アセスメントの実施、廃棄物不法投棄防止のための政府の取組状況、気候変動に対応した国土保全、公営住宅家賃の減免における課題、低周波音による被害対策、首都機能移転に対する取組姿勢、公共工事コスト縮減の達成状況等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成12年11月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。

○平成12年11月9日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市基盤整備公団の業務に関する件、建設産業の再編促進に関する件、気候変動枠組条約第6回締約国会議に関する件、公共事業の見直し等に関する件、廃棄物の不法投棄対策に関する件、公営住宅の家賃減免制度に関する件、低周波音対策に関する件、首都機能移転に関する件、公共工事のコスト縮減に関する件等について扇國務大臣、川口環境庁長官、中原総理府政務次官、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団総裁牧野徹君に対し質疑を行った。

○平成12年11月14日（火）（第3回）

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇建設大臣から趣旨説明を聴き、衆議院における修正部分について衆議院建設委員長井上義久君から説明を聴いた。

○平成12年11月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院経済学研究科附属日本経済国際共同研究センター教授・センター長金本良嗣君、長野県更埴市長・長野県市長会会長宮坂博敏君及び建設政策研究所副理事長栗山嘉明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について扇建設大臣、田村建設政務次官、河合環境政務次官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第10号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
なお、附帯決議を行った。

○平成12年11月30日（木）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院議員山本有二君から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- マンションの管理の適正化の推進に関する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院議員山名靖英君、同山本有二君、同原田義昭君及び政府参考人に対し質疑を行い、修正議決した。

(衆第17号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、二連

反対会派 社民、自由

○請願第11号外216件を審査した。

○国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公共工事の入札及び契約の適正化について、その基本となるべき事項として、公共工事の入札及び契約は、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底及び適正な施工の確保を基本として、その適正化が図られなければならないことを規定する。
- 2 公共工事の発注者は、年度ごとの公共工事の発注の見通しを公表するとともに、指名業者の名称その他の公共工事の入札及び契約に関する情報を公表しなければならないこととする。
- 3 公共工事の発注者は、その発注する公共工事の入札及び契約に関し、独占禁止法に違反する入札談合や建設業法等に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会や建設業者の監督権限を有する国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととする。
- 4 公共工事については、一括下請負を全面的に禁止するとともに、公共工事の受注者は、発注者に対して施工体制台帳の写しを提出しなければならないこととする。また、公共工事の発注者は、工事現場の施工体制の点検等の措置を講じなければならないこととする。
- 5 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする。この指針においては、情報の公表に関すること、学識経験者等の意見を適切に反映する方策に関すること、苦情を適切に処理する方策に関すること、入札及び契約の方法の改善に関すること、公共工事の施工状況の評価に関すること、その他入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を定めることとする。また、公共工事の発注者が指針に従って講じた措置の状況について報告を求め、必要に応じ所要の要請を行うことができるものとする。
- 6 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

なお、衆議院において、1の「不正行為」を「談合その他の不正行為」にする等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、適正化指針の策定等その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 国民の負担による公共工事の受注者の選定に関し、国民の疑惑を招かぬよう努め、談合、贈収賄等の不正行為の根絶に向けて、厳重な監督処分、指名停止の運用基準の見直し等を行うこと。
- 2 一般競争入札における審査体制の整備、指名競争入札における指名基準の公表等公共工事の入札及び契約制度について更なる改善を推進すること。
- 3 入札予定価格の公表の在り方については、今後の検討課題とし、少なくとも事後公表を行うよう努め、地方公共団体においては事前公表を行える旨を明確にすること。
- 4 発注者は、入札参加者に対し、対象工事に係る入札金額と併せてその明細を提出させるよう努めること。
- 5 公共工事の入札及び契約に関して監視や苦情処理等を行う第三者機関については、実効を伴った効果的な活動がなされるよう努めること。
- 6 不良業者を排除する一方で、技術と経営に優れた企業の育成に努め、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮するとともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること。
- 7 施工体制台帳の活用等により、元請企業等と下請企業の契約関係の適正化・透明化に努めること。
- 8 いわゆるダンピング受注は、手抜き工事、下請へのしわ寄せ等につながりやすく、また、建設業の健全な発達を阻害するので的確に排除し、公共工事の品質の確保を図ること。
- 9 公共工事の入札及び契約全般について事務の簡素化・効率化及び競争性・透明性の一層の確保等を図る観点から、IT化を促進するよう努めること。
- 10 公共工事の入札及び契約制度の改善を進めるに当たっては、公共工事の大宗を占める地方公共団体における改善の徹底を図るとともに、規模の小さい市町村等に関しては、その実情を勘案して、執行体制の確保を図るための必要な助言を行うなど、適切な支援措置を講ずること。

右決議する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案（衆第17号）

【要旨】

本法律案は、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることにかんがみ、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士の資格を定める等次のような措置を講じようとするものである。

- 1 国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（マンション管理適正化指針）を定め、公表する。
- 2 マンション管理士の資格の創設
 - (1) 「マンション管理士」の資格制度を創設する。

- (2) マンション管理士は、国土交通大臣の登録を受けて、管理組合の運営その他のマンションの管理に関し、相談に応じ、助言・指導等を業務として行う。
- 3 マンション管理業に対する登録制度の創設等
- (1) マンション管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- (2) マンション管理業者は、事務所ごとに一定数の専任の管理業務主任者を置かなければならない。
- (3) マンション管理業者を構成員とする社団法人を申請に基づき指定し、指定を受けた法人は、管理業に関する苦情処理、管理業に従事する者に対する研修等を行う。
- 4 マンション管理適正化推進センター
- 全国に一を限って、マンション管理適正化推進センターを指定する。指定を受けた法人は、管理組合に対する情報提供、技術的支援、講習、苦情の処理のための指導・助言などの業務を行う。
- 5 宅地建物取引業者は、自らが売主となって新築マンションを分譲した場合には、設計に関する図書を管理組合等へ交付しなければならない。
- 6 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案委員会修正

【要旨】

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの検討条項を附則に加える。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
10	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案	衆	12. 10. 13	12. 11. 13	12. 11. 16 可決 附帯	12. 11. 17 可決	12. 10. 31 建設	12. 11. 8 修正 附帯	12. 11. 9 修正

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
17	マンションの管理の適正化の推進に関する法律案	山本 有二君 外7名 (12. 11. 17)	12. 11. 20	12. 11. 28	12. 11. 29	12. 11. 30 修正	12. 11. 30 修正	12. 11. 21 建設	12. 11. 22 可決	12. 11. 28 可決
					11. 30回付			12. 1同意		

(注) 修正 修正議決